

# 市・県民税、所得税の申告は 自分で書いてお早めに

申告相談・受付期間は、2月16日(火)～3月15日(月)

市・県民税と所得税の申告が始まります。もう準備はお済みでしょうか。今年の申告相談・受付期間は、2月16日(火)から3月15日(月)までとなっています。

申告は、昨年1年間の所得の総決算であり、公平な課税資料や証明資料になる大切なものです。

あなたの正しい申告を、期限内に行ってください。

## 問い合わせ先

**市・県民税の申告** 税務課市民税係 ☎⑤ 1 1 3 4  
**所得税の申告** 伊勢税務署個人課税部門  
 ☎ 0 5 9 6 ③ 3 1 9 1 (音声案内で2を選択)

市・県民税の申告は、前年の課税実績や課税資料などを基に、申告が必要であると思われるかたに送付されます。申告書に封の「書きかた」を読んで、期限内に申告を済ませましょう。申告相談は、表1の会場で行います。お気軽にお越しください。指定日に都合の悪いかたは、2月16日(火)から2月19日(金)までと2月22日(月)の期間、市民文化会館4階・大会議室で、午前9時から午後4時まで受け付けます。(土曜日、日曜日は除く)

## 市・県民税の申告

### 確定申告書は国税庁ホームページで楽々作成

国税庁のホームページにアクセスし、画面の案内に従って必要項目を入力すれば、24時間いつでも簡単に確定申告書が作成できます。作成した申告書などを自分で印刷し、必要書類を添えて税務署や申告会場へ提出すれば、会場での待ち時間も短縮できます。

ぜひ、ご利用ください。

国税庁ホームページ URL <http://www.nta.go.jp>

### 電子証明書の有効期限にご注意ください

電子申告(e-Tax)に必要な住民基本台帳カードの電子証明書の有効期限は3年です。有効期限切れや転居した場合には、新たに電子証明書を取得する必要があります。

手続きの方法などの問い合わせは、市民課戸籍係(☎⑤ 1 1 2 7)へお願いします。

表1 市・県民税の申告相談日と会場

受付日	地区名	会場	受付時間	受付日	地区名	会場	受付時間
2月16日(火)	安楽島	市民文化会館 4階・大会議室	9:00~16:00	2月25日(木)	桃取	桃取健康管理センター	9:00~14:30
2月17日(水)	高丘			2月26日(金)	和具	鳥羽磯部漁協和具浦支所	10:00~15:30
2月18日(木)	船津			3月2日(火)	答志	答志老人憩の家	9:00~15:30
	幸丘			3月3日(水)	坂手	坂手公民館	9:00~11:30
2月19日(金)	屋内			3月4日(木)	相差	鳥羽磯部漁協相差支所 女性等活動拠点施設	9:00~15:00
	池上				松尾	松尾公民館	9:00~11:30
	小浜			3月5日(金)	白木	岩倉老人憩の家	13:30~16:00
大明東	若杉						
2月22日(月)	一丁目			3月8日(月)	河内	堅子老人憩の家	8:30~10:00
	二丁目				千賀		
	三丁目	3月9日(火)	国崎		国崎公民館	14:00~16:00	
	四丁目		石鏡		石鏡公民館	9:00~11:30	
	五丁目		浦村		本浦公民館	13:30~16:00	
2月23日(火)	神島	神島開発総合センター	9:00~15:00	※浦村地区は、今回より本浦公民館のみとなりました。			
2月24日(水)	菅島	菅島漁村センター	9:00~15:30				

表2 確定申告の申告相談・受付日と会場

と き	会場・受付時間	地 区 名
2月16日(火)	市民文化会館 4階・大会議室 9:00~12:00 13:00~16:00	安楽島・和具・菅島・神島 国崎・千賀・堅子
2月17日(水)		高丘・松尾・浦村 石鏡・相差・畔蛸
2月18日(木)		船津・幸丘・若杉・河内・岩倉 白木・坂手・答志・桃取
2月19日(金)		屋内・池上・小浜 大明東・大明西
2月22日(月)		一丁目~五丁目・堅神

## 所得税の申告

確定申告は、昨年1年間に得たすべての所得を自分自身で計算し、算出した所得税を国に納付する申告制度です。

確定申告書は、前年の確定申告により所得税を支払ったかたや青色申告の届出をしているかたなどに、税務署から送付されますので、3月15日(月)までに申告してください。

市内での確定申告説明会の日程は、表2のとおりです。申告に必要な帳簿などの準備や添付書類の整理をして、期限内に申告を済ませましょう。

なお、伊勢税務署では、いせシティープラザ(伊勢税務

署西隣)で、3月15日(月)まで受け付けます。(土曜・日曜日、祝日を除く)

2月21日(日)と2月28日(日)は、津市センターパレス(津市大門7-15)で申告を受け付けます。

## 申告に必要なもの

- 印鑑、筆記用具、計算機
- 給与、年金等の源泉徴収票
- 事業、漁業、農業、不動産所得を申告するかたは収支内訳書(事前に作成をお願いします)
- 国民年金を納めているかたは控除証明書
- 国民健康保険税を納めているかたは国民健康保険税納付額通知書(税務課より発送)
- 後期高齢者医療保険料・介護保険料を納めているかたは平成21年分の納入済額のお知らせ(市民課・健康福祉課より発送)
- 台風などの災害で雑損控除を受ける場合
- 罹災証明などの証明書類、災害関連支出の領収書
- 生命保険料控除を受ける場合
- 地震保険料控除を受ける場合
- 地震保険料の控除証明書
- 医療費控除を受ける場合
- 支払った医療費の領収書

● 保険金などで補てんされた金額の分かる書類  
※領収書などの資料を基に、あらかじめ合計金額を計算しておいてください。

## 平成21年分申告の主な改正点

### 寄附金制度の拡充(条例指定)

所得税で寄附金控除の対象となる寄附金(国・政党などへのものは除く)の中から、鳥羽市および三重県が条例で指定した寄附金が、平成21年1月1日以降の寄附から新たに控除の対象となりました。

① 独立行政法人、国立大学法人、公立大学法人に対するもの

② 特定公益増進法人に対するもの

③ 公益社団・財団法人に対するもの

るもの

- ④ 学校法人に対するもの
- ⑤ 社会福祉法人、更正保護法人に対するもの

などです。条例指定した法人などのくわしい内容は、ホームページの「寄附金控除(条例指定)」をご覧ください。

## ご注意ください

申告会場は、大変な混雑が予想されます。

申告に来られるかた全員のために、事前に収支内訳書の作成、医療費領収書の整理と合計をお願いします。

事前の準備をされていないかたには、再度申告に来てもらうよう指導させていただきます。ご了承ください。

また、インフルエンザが流行していますので、マスク、手洗い、うがいなどの予防にご留意ください。

## 伊勢税務署からのお知らせ

平成20年分所得税の確定申告書を次の方法で提出されたかたには、平成21年分所得税の確定申告書は郵送されませんのでご注意ください。

- ① 電子申告(e-Tax)を利用されたかた
  - ② 国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用されたかた
  - ③ 申告会場において電子申告を利用されたかた
- 該当のかたは、引き続きe-Taxまたは国税庁のホームページの利用をお願いします。

## 税理士による無料税務相談所

次の日程で税理士による無料税務相談所を開設します。

**とき** 2月16日(火)~18日(木)  
午前9時30分~午後4時  
(ただし正午~午後1時は除く)

**ところ** 市民文化会館4階・大会議室

### 対象となるかた

- ① 平成20年分の所得金額が300万円以下のかた
- ② 消費税課税事業者である場合には、基準期間(平成19年分)の課税売上高が3,000万円以下で、かつ①に該当するかた  
※相談にはできる限り申告者本人がお越しください。

### 留意事項

次にあげるような場合は、税務署が開設する確定申告会場をご利用いただくことがありますのでご注意ください。

- 消費税・地方消費税の相談にあたり、計算が複雑であったり、記帳・記録の保存状態に著しく不備があるなど、申告書の作成に長時間を要する場合
- 譲渡所得(土地、建物および株式を売られたかた)、山林所得、贈与税の申告をされるかたや、税務署への来署案内文書が送付されているかた

必要書類などくわしくは、伊勢税務署個人課税第1部門(☎0596-283194)へ問い合わせてください。